

## 【憲 法】

次の事例につき、設問に答えなさい。

Xは、全国展開している大手コーヒーショップAの支店Bの店長である。Bでは、従来、客の入りが悪くなった時には、集客のため、登録された得意先へダイレクトメールを発送し、あるいはショップが存在する地域の周辺住民の住居やマンションのポストへ、無差別に、商品についてのサービス券付きのビラ（以下「サービスビラ」とする。）を投函していた。

2003年12月上旬に、Bから僅か100メートル離れた地点に、Aとはライバル関係にあるコーヒーショップCの支店Dができ、Dが開店祝いと称し、盛んに周辺住民の住居やマンションのポストへサービスビラを投函していたこともあり、Bへの客足が一気に遠のいたので、このままでは店がつぶれると思ったXは、同月20日にBのサービスビラを、周辺住民の住居やマンションのポストへ投函した。

Xがサービスビラを投函したマンションは近隣の25棟であったが、その中にYマンション（以下「Y」とする。）があった。YはAのライバル社Cの社宅であったが、Cの社宅である旨は一切表示されていなかった。Yの敷地入り口には、手で開閉できる門があるが、門には鍵はなく、いつも開け放たれていた。Yの1階の建物入り口にはガラスの扉があるが、入り口はオートロックではなく、誰でも自由に入出入りできる構造であった。各戸のポストは、入り口を入ってすぐの郵便室にあった。

Yの居住者は、営業上ライバル関係にあるBのサービスビラを見て不快に感じ、同月21日に、社宅の管理者に何とかするように苦情を申し入れた。管理者は同日、もよりのZ警察署へ、住居侵入に関する被害届を提出した。また、管理者は、Yの1階出入り口にある扉に、「マンション敷地内の禁止事項」として、「関係者以外の者の立ち入り」「ビラ貼り・配り等の宣伝活動」「露天（土地の占有）等による物品販売及び押し売り」「車両の駐車」「その他、人に迷惑をかける行為」と記載した貼札（以下「貼札」という。）を掲示した。管理者は、さらに、Bのサービスビラの投函を発見した場合には、直ちに警察に通報するよう、Yの入居者へ回覧板で連絡していた。しかし、それ以降も、新聞、郵便

および宅配便の配達員はYの敷地および建物に自由に出入りしており、また、寿司店やピザ店の出前担当者も、同様にYに出入りしていたが、一切通報されなかった。さらに、ビラについては、出版物やビデオの案内、各種団体の集会やイベントの案内、B以外の飲食店の宣伝ビラ等さまざまなビラが、各戸ポストへ投入されていたが、こちらも一切通報されなかった。

このような状況下で、2004年2月、Bの集客状況が再び悪化したので、Xは、Bのサービスビラを、周辺住民の住居やマンションの郵便室の各戸ポストへ投函することにした。Xは、Yが、ライバル社Cの社宅であることをまったく知らなかったので、Yの敷地内に入り、建物入り口の扉にある貼札を見たが、意に介さず、1階の各戸ポストにサービスビラの投函を行ったところ、これを見ていたYの入居者がただちにZ警察に通報し、要請を受けた警察官がかけつけてXは逮捕され、住居侵入罪で起訴された。

(参考) 刑法 第130条 (住居侵入等)

「正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。」

設問

以上の事例につき、憲法上の問題点をあげて論じなさい。